

## 第2章 EU

アンチ・ダンピングについては、非対称価格比較、課税対象範囲の不当な拡大等の問題を未だ有しており、今後真に協定整合的な運用が行われるか引き続き注視する必要がある。

基準・認証の分野については、廃電気電子機器指令（WEEE）案及び電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令（ROS）案は、2001年5月に、それまで日本が示してきた懸念を概ね考慮した修正指令案が欧州議会内で採択されたことは評価できるが、未だ法案成立には至っていないので、今後の動向を引き続き注視していく必要がある。また、廃電池指令改正案については、欧州委員会において未だ検討中であるが、指定物質による一律的な規制となっている現行案は、TBT協定の定める規定以上に貿易制限的である可能性があるとの懸念が存在し、今後とも注視していく必要がある。

サービス分野では、EU理事会の「国境のないテレビ指令」は、加盟国にテレビ放映時間の半分を超える時間を欧州作品のために留保するよう求めており、一部の国では数値による規制の設定を行っている。2002年には、同指令の再検討が行われる予定であり、この動きについては評価できるが、引き続き本措置の早期撤廃が期待される。

### 関税

#### (1) 高関税品目等

ウルグアイ・ラウンド合意の実施後においても、例えばトラックの関税率が22%と高水準のまま残っており、また、家電（最高14%）、繊維（最高12%）分野の関税率は他の先進国に比べても高水準である。

また、エレクトロニクス製品とITA（情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言）対象製品との境界がなくなっている状況下で、家電製品に対する14%にも達する高い関税を残存させていることは、関税分類の恣意的な適用の

問題を生じている。

例えば、デジタルカメラは、コンピュータへの接続が可能であるとして、ITA 対象製品に分類されている一方で、デジタルビデオ（ムービー）カメラは、コンピュータへの接続が可能であるにもかかわらず、動画を扱うものとして、14%の関税が課されている。

### アンチ・ダンピング

AD 分野は、EU においても隠れた保護主義が見られる分野である。EU の現行 AD 規則では AD 協定を踏まえた改正も見られ、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果が見られる。しかし、これまで濫用的な運用が慣行化していた問題点については、文言上明らかな協定違反がないとしても裁量の中で温存されるおそれがある。特に EU の現行規則では、米国に比べて当局の裁量にゆだねられる部分が大きく、過去の運用が是正されるかどうかが判然としない面があるため、今後協定整合的に運用されるかを注視していくことが重要である。

#### (1) ダンピング認定上の諸問題

EU においては、輸出版売において関連会社を使用している場合には、両者の取引価格が通常取引と異なることから価格を構成することが許されている（構成輸出価格）。この際、国内価格の側では直接販売経費の控除しか認めないにもかかわらず、構成輸出価格の側では関連会社の直接、間接販売経費全額に加えて同関連会社の利益も控除するため、国内価格が割高に算出され、ダンピング・マージンが創出又は拡大されやすいという問題があった。

本問題は程度の差こそあれ、輸出版売において関連子会社が存在するすべてのケースにおいて生じており、極めて深刻な問題であるとされている。過去の事例では、日本製オーディオカセットテープに対する EU の AD 税賦課の際にこの問題が生じたため（注 1）、我が国は、1992 年 10 月パネル提訴を行い、1995 年 4 月、パネルは EU の価格比較の手法及び関連規則は AD 協定



協定上、ダンピング・マージンの計算の際に輸出価格と国内価格の比較は公正に行われなければならない、比較において販売条件の差異等に基づく経費の差異を調整すべきこととされている。しかし、EU は、輸出版売において関連会社を使用している場合には、国内価格の側では直接販売経費の控除しか認めないにもかかわらず、輸出価格の側では関連会社の直接、間接販売経費及び利益も控除するため、国内価格が割高に算出され、ダンピング・マージンが創出又は拡大される。

## (2) Duty as a cost (支払い済み AD 税のコスト算入)

AD 税の賦課が決定されると、通関時に当該 AD 税を支払う必要があるが、その時点で輸出価格の引上げ等によりダンピングが解消されていれば、当該支払済 AD 税の還付を請求できる。しかし、EU では、当該輸入が関連会社を通じて行われている場合、この還付に当たっても、構成輸出価額の計算に起因する問題が生じていた。即ち、EU では還付計算を行うときに支払済 AD 税をコストとみなす運用が行われていた（還付のための構成輸出価額を計算するとき、税額が本来の販売経費や利潤と共に再販売価格から控除される）。このため、輸入者が AD 課税額全額を再販売価格に転嫁しても還付計算上は輸出価格が上昇せず、結果として税額の 2 倍以上の値上げを行わない限りダンピング・マージンが消えないという問題があった（図表・EU-2 参照）。

この問題は、本来輸出価格に反映されるべき AD 税賦課が関連輸入者の介在に伴い適切に価格に反映されない場合があり、こうした輸出者側の不透明な取引に対応するために生じていた。これを解決するため AD 協定では、関連コスト等について明確な (conclusive) 証拠が提供されれば、支払済 AD 税のコスト算入をすべきでないと規定された (AD 協定第 9 条 3 項 3) ため、今後の運用を注視していく必要がある。(EU は本規定に基づいて EC 規則 11(10) を改正した。)

## (3) 課税対象範囲

課税対象範囲については、オリジナルの AD 調査においては対象でなかった高速の複写機や高機能のテレビカメラシステムについて、同種産品という

<図表・EU-2> Duty as a Costルールについて

EUの Duty as a Cost ルールについて（関連者間取引の場合には常に適用）

輸出者 — 輸出者の関連輸入者 — 独立の購入者 — 消費者、ユーザー

上記のような、関連者間の取引の場合は、以下のとおり関連輸入者から独立の購入者への再販売価格（②）に基づき構成輸出価格（④）を算定したうえでダンピングマージン（①-④）を算出する。

	元々のAD調査	AD税の見直し及び還付手続き調査	
		Duty as a Costを適用しない場合	Duty as a Costを適用する場合
国内価格 ① (工場出荷ベース)	100円	100円	100円
輸出価格 独立購入者への再販売価格 ②	110円	120円	120円
関連輸入者のコスト及び利潤	▲15円	▲15円	▲15円
工場出荷から輸入時点までのコスト	▲5円	▲5円	▲5円
AD税額	—	—	▲10円
構成輸出価格 ④ =②-③ (工場出荷ベース)	90円	100円	90円
ダンピングマージン =①-④	10円	0円	10円

ことでレビュー調査において調査対象に含め、最終的に拡大課税を行ったという問題があった。

また1997年10月に調査を開始した車載用レーザー光読み取り装置（カーオーディオ）についても、定義があまりに広範であり、また提訴者が生産していない製品や提訴者が要請していない部品を含めている等の点で疑義があった。本調査は損害が認められないなどとして終結したが、今後においても対象範囲の問題について調査が公平かつ厳正に行われるか注視していく必要

がある。

#### (4) ゼロイング

EUにおけるゼロイングについては、米国「アンチ・ダンピング」(4)参照。

### 補助金・相殺措置

#### (1) 輸出補助金・輸出税

EUは、国境調整措置として輸入課徴金制度を、また、EU農産物を第三国に輸出する際に、域内価格と国際市場価格との差額を輸出補助金として交付する制度をとってきたが、前者の輸入課徴金については、すべて関税化され、後者の輸出補助金制度は、ウルグアイ・ラウンド合意の削減対象とされた。こうした中で、1995年夏以降、国際的な穀物需給の引き締め傾向により小麦等の国際価格が域内価格を一部上回る場合もでてきたことから、域内需給の安定化を図る観点から、穀物については、1995年7月以降小麦の輸出補助金の交付が停止されるとともに、普通小麦については11月に、また、大麦については12月に輸出税を賦課するための委員会規則の改正が行われた。その後の穀物の国際価格低下に伴い1996年9月には輸出税の停止及び輸出補助金の再開が行われた。また、1997年に入ってから、5～6月に干ばつによる需給ひっ迫懸念を背景に、8月にはマルクの対ドルレートの低下を背景にそれぞれ普通小麦等に対して輸出税の賦課が行われた。こうした穀物輸出をめぐる一連の動きについては、EUの貿易上の地位(近年の世界全体の輸出量に占めるEUのシェアは小麦約2割、大麦約4割)からみても、穀物の国際需給に与える影響が大きいものと考えられる。

輸出補助金については、既述のとおり(米国(3)「農産物輸出促進」参照)、貿易歪曲の効果が強いものである。また、輸出税については、今後のEUの中東欧への拡大や財政支出の抑制等の課題に対する政策方向を示した「アジェンダ2000」に基づく共通農業政策(CAP)改革において、国内の供給が特にひっ迫した場合など、極めて限定的・例外的に適用することとされたが、

EU 域内への供給確保及び価格の安定化を優先して実施されるものである限り、輸出国・輸入国の権利義務のバランスの見地から疑問がある。

## (2) プロセスチーズの輸出補助金

EU は、対象品目の原料を輸入し、域内で加工して輸出する場合に、無税で当該原料を輸入することができる域内加工計画（IPR）制度を実施しているが、1997年2月に本制度を改正し、(a)プロセス・チーズを IPR の対象品目に追加するとともに、(b)プロセス・チーズの原料として域内産の脱脂粉乳及びバターを使用する場合には、これらの使用実績に応じて輸出補助金が交付される仕組みに改めた（ただし、最終製品の原料として最低5%の輸入原料が含まれていることが条件）。

EU は、ウルグアイ・ラウンドの結果、チーズ、バター、脱脂粉乳、及び、その他の乳製品の4項目については、各々、輸出補助金の数量と金額を譲許し、その削減を約束しているが、本制度は、バター及び脱脂粉乳の枠を借りてプロセス・チーズに補助金を交付するものであり、輸出補助金に関する約束の迂回措置ではないかとの指摘が農業委員会において各国からなされている。

1997年10月、米国は、本措置が農業協定第8条、第9条、第10条及び第11条並びに補助金協定第3条に不整合であるとして、ガット第22条に基づく協議要請を行った（我が国も、EU が我が国に対する最大のプロセスチーズ輸出国であり、実質上の貿易上の利害関係を有することから第三国として参加）。

本措置については、第22条協議の動向を注視していく必要がある。

## 原産地規則

### 1. 規則の概要及びその問題点

EU 法における非特惠分野の原産地規則は、物品の生産に2つ以上の国が関与する場合は、「最終の実質的加工・工程が行われた国」が原産国とされて

いるが（EU 理事会規則）、その運用に当たっては以下に述べるような問題点が存在している。

## 2. 個別事例

### (1) 複写機

1989年7月、EC委員会は、原産地規則を付与しない要件のみを定めたいわゆるネガティブ基準方式による複写機に関する原産地規則を公示した。こうしたネガティブ基準は何をもって原産地が与えられるのかが明確でないため、予見性を欠くものとして大きな問題を有している。原産地規則協定の第2条(f)においては、かかるネガティブ基準の使用が明示的に禁止されていることから、今後原産地規則の調和作業終了にともない改正されるよう注視する必要があり、また、EU構成国ごとに原産地の認定が異なるような運用が行われないよう、引き続き動向を注視していくことが必要であろう。

### (2) 半導体

半導体の製造工程は、拡散工程を含む前工程と後工程に分かれる。EUは従前、EU域内で後工程が実施された半導体製品を「EU産」としていたが、1989年2月、拡散工程が技術的に最も高度に洗練された工程であるとして、前工程を原産地付与の基準とする規則を制定した。このため、EU域内で後工程を行っていた我が国や米国の企業は、EU原産を取得し、域内に無関税に流通させるために、EU域内に前工程を行うための追加投資を行うことを余儀なくされた。

我が国は、EUがこのような規則を採用した背景に、EU域内への投資の促進や、後工程をEU域外で行っていたEU企業の保護等の貿易政策目的があったのではないかと考えている。

半導体の原産地規則自体は、原産地規則の調和作業を通じて国際的に調和されるものであるところ、このような運用の再発を防止するためにも、調和作業の早期終了が望まれるとともに、今後このような措置がとられることの

ないよう、引き続き注視していく必要がある。

## **基準・認証制度**

### **(1) 植物検疫**

EUは、五葉松、ヒノキ類及びビャクシン類盆栽の日本からの輸入を原則として禁止しているが、日本側において2年間の栽培地における検査検疫を実施したものについては輸入を認めている。しかし、このような取扱いを行う期間（輸入許可期間）は、関連規則において3年間とされ、日本側からの要請に基づき、期間を更新することにより、日本産盆栽のEU向け輸出が継続されている。

本措置について、輸入期限を3年間に限定することは、科学的根拠に基づく措置ではないことから、我が国からの指摘を踏まえ、EUにおいて関連措置の見直しを現在検討中である。

### **(2) EU 廃電気電子機器指令 (WEEE) 案及び電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令 (ROS) 案及び廃電池指令改定案**

EUは、廃電気電子機器指令 (WEEE) 案及び電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令 (ROS) 案を2000年6月13日に欧州委員会で採択し、同年7月28日に欧州議会並びに理事会に提出した。これらの指令案は、電気電子機器の廃棄防止や有害物質の使用抑制等を目的に含有成分規制として鉛、水銀、カドミウム等の使用を規制し (Substance Ban) また、同時に殆どすべての電気電子機器の回収・リサイクル義務を規定している。

これらの規制・義務をあらゆる電気電子機器・部品について行う場合、規制の必要性等をあらゆる電気電子機器・部品について個別的・具体的に検討することが必要と考えられるが、例えば、ROSには、電気電子機器・部品中に含まれる鉛の使用を禁止すること及び一定期限までに代替物質への転用を強制することなど、現在の技術レベルを考慮すると達成不可能なものも含まれている。強制規格が厳しいこと自体はWTO協定上直ちに問題となるもの

ではないが、これらの規制・義務の策定に当たり、その必要性を判断するために TBT 協定上考慮することが要求されている「正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性」に関して、「製品の意図された最終用途」等をも考慮して危険性が評価されているか明確でないなどの問題点がある。

したがって、一部除外規定はあるものの、指定物質による一律的な規制となっている現行案は、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的である可能性がある（TBT 協定第 2.2 条）。

なお、同指令案は、2001 年 5 月、それまで我が国が示して来た懸念を概ね考慮した修正指令案が欧州議会第一読会で採択された。その後、同年 12 月に環境相理事会は両指令案に対する理事会の見解を示した「共通の立場（common position）」を公式に採択した。

今後、両指令案は、2002 年上半期に欧州議会第二読会が行われた後、必要に応じて欧州議会と環境相理事会との調停委員会を経て、2002 年末には成立予定であるが、その過程の中で、両指令案の貿易に対する影響を引き続き注視していくことが必要である。

また、廃電池指令改定案については、欧州委員会において未だ検討中であるが、同様の懸念が存在している。

## サービス貿易

### (1) 電気通信

EU では、欧州理事会及び議会での議論を経て、1996 年 4 月の欧州委員会の完全自由化指令発表、同年 7 月の理事会決定により、1998 年 1 月 1 日が完全自由化実施期限とされた。自由化約束を提出した 15 か国中、5 か国（アイルランド、ルクセンブルク、ポルトガル、ギリシャ、スペイン）はネットワークの整備の遅れなどを理由に 1998 年以降での自由化を表明していたが、その後順次自由化し、最後に残っていたギリシャも 2001 年 1 月に自由化を達成した。

しかし、自由化の進展は十分とは言えず、日 EU 規制改革対話でも改善を

求めている問題として、免許料の問題、相互接続の確保の問題がある。

免許賦与については、一部の加盟国で免許料が高いという状況が続いている。例えば、ドイツ及びフランスにおいては、一定程度の免許料の引き下げが行われたにもかかわらず、なお我が国の10倍の水準であり、新規事業者にとって市場参入障壁となっている。

相互接続の実施の問題については、EUの相互接続指令(Directive 97/33/EC)第7条の3によれば、加盟国規制庁に対して「相互接続約款(相互接続に関する基本的な契約条件)(Reference Interconnection Offer:RIO)」を定め公表するとともに、これに「市場ニーズ」に基づいて詳細な要素を記述することを義務づけている。新規算入事業者のビジネスプランの設定を容易にする観点から、この「市場ニーズ」に「標準的接続期間」が含まれることを明確にすることが求められる。しかし、現状はRIOの公表やそれに基づく認可が遅れている加盟国があり、RIOの実施が充分とは言えない。特に、ドイツにおけるRIOには、定めるべき標準的接続期間が明示されていないため、ドイツテレコムと他の事業者の接続に関する交渉の恣意的な遅延が起こる可能性も否定できない。

欧州委員会は、今後も各国の履行状況及び競争の進展状況について監視を続け(注)、理事会、議会等に報告するとともに、必要とあらば法的措置により各国に是正を迫ることもあり得るところ、WTO合意に沿って着実に自由化の実施状況が改善されることが期待される。

(注) 欧州委員会はEU域内の自由化実施状況をまとめた「電気通信自由化実施状況に関する第7次レポート」を2001年11月26日に発表している。全体的には、第6次レポートの発表以降、加盟国の国内監督機関は、電気通信分野の自由化のための法的枠組み導入プロセスの監督において、例外はあるものの著しい進展を見せたとしており、また、各国の監督機関は相互に協力モデルを維持しており、電気通信ネットワーク・サービスの為の欧州監督

機関グループ内での将来の協力体制を予想させる内容となっている。しかし、現行の法的枠組みを前提としても未だ実施状況は完全とは言えず、まずはその完全な実施が求められると EU 自身も認めている。

同レポートの中で、実施が十分でない問題として挙げられているのは、国内監督機関の問題である。関係官庁と独立監督機関の権限分割が明確でないために、監督機関の介入が遅れることがある。特にイタリアでは免許賦与において、オーストリアでは周波数並びに管理番号賦与においてこうした問題が生じている。また、スペインでは職務の広範な分割が規制関連の決定の調整を難しくしている。その他、独立監督機関の決定を実行させる力、特に既存の業者に決定を実行させるのに必要な強制力の不足が様々なケースで見られる。フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガルでは手続が煩雑で期間を要するとの指摘があり、アイルランドやドイツでは罰則が軽いために業者に決定を実行させることが難しくなっている。

ローカルループの開放については、2000 年 3 月のリスボン欧州理事会決定を受けて、加入者回線（ローカルループ）の競争強化を目指す規則が 2001 年 1 月に発効し、加入者回線開放が義務となった。しかし、同レポートによると、全加盟国がローカルループ開放のオファーを行い、10 ヶ国が完全開放に合意したにもかかわらず、実際に開放された加入者回線の数は加盟国によって異なり、なかんずくアイルランド、ルクセンブルグでは全く開放されていない。また、加入者回線についての共有アクセスを実施している国は、ベルギー、デンマーク、フィンランド、スウェーデンのみ（フランスは試験段階）である。

さらに同レポートには、インターネットへの均一料金でのアクセスのための伝統的電気通信事業者による均一料金での間接相互接続の提供を既に実施しているか、実施を決定している国は、ドイツ、オランダ、ポルトガル、フランス、スペイン、ベルギー、スウェーデン、アイルランド、イタリアの 9 ヶ国のみであるという問題や移動体通信サービスについて第 3 世代通信の免許賦与やサービスの展開に関する国内監督機関の規定が国毎に異なる等の問

題が指摘されている。

欧州議会は2001年12月12日に、域内における電気通信関連の現在の規制環境の近代化、簡素化を目的とする新しい規則の枠組み「EUテレコミ・パッケージ」を採択した。このパッケージは、EUの電気通信の法的枠組みに包括的な改革をもたらすもので、通信、情報技術、メディア間の収斂を考慮し、既存の規則の適応を図るものである。新たな規則として、①競争促進、②EUのコーディネーション・メカニズムによる域内市場の強化（加盟国の国内制度の監督権は欧州委員会に委ねられ、単一市場の機能に影響があるとされる場合には規制当局の決定の取消しも可能）③デジタル・デバイド解消の為にユニバーサルサービスの義務の維持、④市場の細分化を防ぐための欧州規格使用の促進（インタラクティブ・デジタルテレビ等）等が盛り込まれている。

## (2) 建設

米国及びEU加盟国の一部については、明白な内外差別的市場参入障壁となる国籍要件などをGATSにおける国別約束表上で留保しており、これら措置の改善が期待される。

## (3) オーディオ・ビジュアル (AV)、広告等

ウルグアイ・ラウンドにおいて、AVについては、EUが文化的価値の保護を理由として協定案文の修正を主張した。これに対し、米国はAV市場の自由化を強く主張し、我が国もアニメ作品をはじめとした映像作品の輸出国として、AV市場の自由化をEUに対し強く働きかけた。最終的には、EUは、AV分野の約束をせず、MFN例外登録を行うこととなったが、協定案文修正は回避され、我が国及び米国は、AVの自由化約束を維持したという経緯がある。

EUでは、理事会の「国境のないテレビ指令」89/552/EEC（修正指令97/36/EC）により、テレビ放映時間の半分を超える時間を、実行可能な場合にかつ適切な方法で欧州作品のために留保するよう求められている（ただし、ニ

ューズ、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、文字多重放送を除く)。この指令に基づき、フランスをはじめとして、大部分の国で国内法の整備が終了している。例えば、フランスでは、テレビで放映される映画は少なくとも 60 % を欧州制作分としなければならないと規定している (1992 年 1 月 18 日の政令 NO.86-1067)。

2002 年には、視聴者の反応や域外からの批判も含め、同指令の再検討をする予定であり、本措置の早期撤廃が期待される。

#### (4) 自由職業サービス (法務)

フランスでは、外国弁護士の受入れ制度がなく、外国弁護士は仏語の法律知識検定試験に合格しなければ同上国の法律サービスを行う業務に従事することができない。

また、ドイツにおいては、外国弁護士は他国の弁護士と提携しない限り、いわゆる第三国法 (母国法でない外国の法) に関する法律事務を行うことができない。

日 EU 規制改革対話の中でも要望を続けているが、国際取引の促進等の観点からも、外国弁護士が特別の試験を経ることなく母国の法律サービスを行う業務に従事することができるよう、また外国弁護士が母国法のみならず、いわゆる第三国法に関しても法律事務が行えるように規制を緩和することが期待される。

#### (5) 観光・旅行関連サービス

イタリア、スペインにおいては、ガイド法により観光ガイドの資格取得は EU 諸国の国籍者のみに限定されている。我が国旅行会社は、日本語を話す案内人に加え、通常日本語を話すことができない現地ガイドを雇う必要があり、無駄な負担を強いられている。日 EU 規制改革対話でも要望を出しているが、早期の改善が期待される。

## 地域統合

### (1) ガット第24条8項「実質上のすべての貿易」の要件の充足度

EUが締結した各協定は、以下のように農産品等について貿易自由化の例外としており、域内において「実質上のすべての貿易」について「その他の制限的通商規則」を撤廃するというガット第24条8項の要件を満たしているか否かについて十分検討する必要がある。

EEA協定においては、農産品及び水産品について貿易自由化のために努力する旨の規定はあるが、完全な貿易自由化、すなわち、関税及び非関税措置の撤廃は規定されていない。また協定議定書3においては、野菜等一部の農産物について域内における生産コストの差を勘案した可変課徴金が残存する旨の規定がある。

中東欧諸国との欧州協定では、繊維及び農産品の貿易の自由化について特別規定（中東欧諸国の輸入は、一部品目の輸入制限、輸入割当及び輸入許可を廃止、一部品目について関税を引下げ。EU加盟各国の輸入は、輸入制限を廃止し、一部品目について関税割当枠を拡大し一次税率を引下げ。）が設けられ、当該規定により関税や数量制限の撤廃については定められていない。

またメキシコとのFTAでは、鉱工業品は完全に自由化されているものの、農産品の自由化は貿易量ベースで60%台に止まっている。特に牛・豚肉などの食肉類や乳製品、小麦などの穀物類などといった多くの重要農産品の自由化措置は、センシティブ品目として協定発効後3年（2003年）以内に見直すとし、事実上先送りしている。さらに、これらの品目をその際完全に自由化すると確約しているわけではない。

関税同盟についても、トルコとの関税同盟においては農業分野の貿易自由化には多くの例外品目が存在し、アンドラとの関税同盟も工業製品に限られている。

### (2) AD措置の自動的拡大、域内不発動

EUの拡大に伴い、既存メンバーの12か国が実施してきたAD措置が新規

加盟 3 か国においても自動的に適用されていた。我が国は、本件についても、欧州委員会と交渉を行い、最終的には、要請があれば、EU 全域を対象として AD 措置の簡易迅速なレビュー等を行うこととなり、交渉が終了した。AD 措置を国内産業への損害の調査を新たに行うことなく自動的に拡大することは、通商規則が従前より制限的なものであってはならないとする第 24 条 5 項の規定に反すると考えられ、また、新 AD 協定において発動要件の規律が強化されていることからしても正当化されないものと考えられる。

また、EEA 協定第 26 条は、本協定の一方向当事国が AD 措置を発動する場合は、他方の当事国からの輸入については AD 措置を発動しない旨規定している。これは AD 協定 4 条に規定されている関税同盟の場合の「統合された地域全体における産業は、一つの国内産業とみなされる。」に該当せず、自由貿易地域である EEA 協定は各加盟国それぞれに国内産業が存在すると理解される。したがって、EU が AD 措置を発動する際に自由貿易地域加盟国であるからという理由で EFTA 加盟国を措置の対象外とし、差別的に AD 措置を行うことについても、ガット第 1 条（最恵国待遇）に反し、第 24 条によって正当化されないものと考えられる。